

精神保健福祉法改正に伴う取り組み状況

健康福祉局 障がい者支援部

こころの健康センター

令和7年2月4日

精神保健福祉法改正について

背景:

平成26年に「障害者権利条約」が発効し、国連の「障害者権利委員会」では、同条約に関連した様々な情報提供を各国に求めるとともに、対日審査が進められた。国は、患者の権利擁護に向けた取組を一層推進していくことが重要であるとして、精神保健に関する相談支援体制や医療保護入院等制度を含めた制度の見直しが議論された。

精神障害者の権利擁護を図ることを明確化するなど所要の改正を行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」が令和4年12月10日に可決・成立。
令和5年及び令和6年4月1日に順次施行。

主な改正内容

- ①医療保護入院の見直し
- ②虐待の防止に向けた取組
- ③入院者訪問支援事業の創設

①医療保護入院の見直し

(令和5年4月1日施行)

- ・入院措置を行う理由に関する書面による告知(措置入院についても同様)
- ・患者に対して虐待・DVを行った者(またはそれに準ずる者)は「家族等」から除外

(令和6年4月1日施行)

- ・入院期間の法定化と更新の届出の新設
- ・家族等が同意・不同意の意思表示を行わない(みなし同意)場合でも市町村長同意が可能
- ・精神医療審査会が入院措置時の必要性審査を実施

①医療保護入院の見直し(改正前)

1. 医療機関説明会の開催

(1)熊本市合同説明会開催(リモート)

①令和5年3月22日(水)・3月23日(木)

②令和6年2月 7日(水)・2月16日(金)

※事前に医療機関等からの質問を受け、県と市でQ & Aを作成し配布。

(2)令和5年度に開催した精神保健福祉審議会、地域精神保健福祉連絡協議会で周知

(3)熊本県病院局主催のリモート研修会(県市アドバイザーとして参加)

令和6年11月15日(金)

2. 庁内関係課への説明

令和5年中に市町村長同意の変更点について説明。

令和6年3月 改正に合わせて作成した『市町村長同意による医療保護入院の手続きマニュアル(概要、事務、事務処理の流れ、事務フロー)及び様式、通知』を共有サイトに保存し周知。

①医療保護入院の見直し(改正後)

●法改正後の対応状況

医療機関からの電話や窓口での質問に対し、必要時は厚生労働省へ照会を行うなど適正事務の執行に向けた支援。

熊本県病院局主催のリモート研修会(県市アドバイザー)への参加
令和6年11月15日(金)

●精神医療審査会の状況

従来の医療保護入院の審査に加え、措置入院時にも入院の必要性に係る審査が必要となったこと、また、10月以降継続入院の更新届の審査を行うなどにより審査件数が増加。

【課題】

- ・審査会審査件数の増加による事務方、審査会委員の負担増
- ・市町村長同意要件が拡大したことによる依頼件数の増加

②虐待の防止に向けた取組

(令和6年4月1日施行)

- 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置
 - ・虐待防止等に関するマニュアルや規程の整備
 - ・人権や権利擁護等に関する研修
- 精神科病院における虐待通報の周知及び相談体制の整備
 - ・業務従事者及び患者等への虐待通報の周知
 - ・院内の虐待相談窓口の設置
 - ・虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

②虐待の防止に向けた取組(改正前)

1. 医療機関説明会の開催

(1)熊本県市合同説明会開催(リモート)
令和6年2月 7日(水)・2月16日(金)

(2)熊本県精神科協会院長会における周知
令和6年3月21日(火)

2. 各医療機関への周知

(1)院内掲示用の虐待通報窓口ポスターの配布

(2)虐待通報窓口の設置や虐待通報時の院内体制について周知

3. その他

精神科病院における虐待対応マニュアルの整備

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

虐待通報窓口の設置、運用について

設置場所	熊本市こころの健康センター 精神保健福祉班
受付体制	電 話:096-361-2293(直接) 午前8時30分から午後5時15分まで (土日祝日及び 年末年始を除く) メール: kokoronokenko@city.kumamoto.lg.jp 郵 送:〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 熊本市こころの健康センター 虐待通報窓口 宛て
虐待通報者の権利擁護	・守秘義務 ・解雇その他不利益な取り扱いの禁止 (精神保健福祉法)

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます



令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者※による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

※業務従事者とは、医師や看護師等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

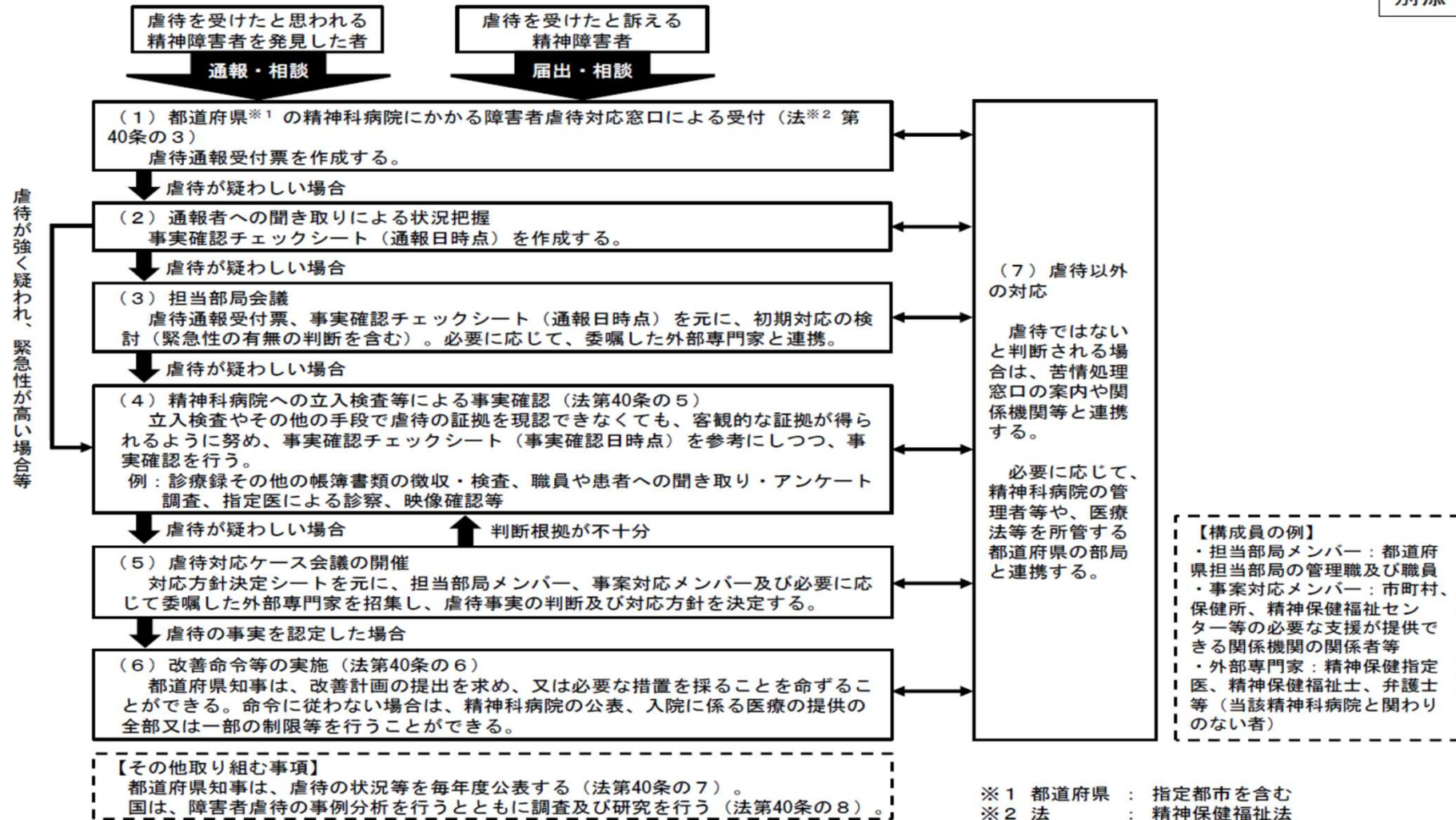
【連絡先】 熊本市こころの健康センター (熊本市中央区大江5丁目1-1)
電話: 096-361-2293 メールアドレス: kokoronokenko@city.kumamoto.lg.jp
【院内相談窓口】

令和3年厚労省総合福祉推進事業を参考に厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課作成

通報受付後の流れ

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ

別添



②虐待の防止に向けた取組(改正後)

1. 本制度に基づく相談状況 ※令和7年1月31日現在

令和6年度 相談件数 26件

※虐待認定件数等は厚労省より公表予定

2. 各医療機関の対応状況 ※実地指導による確認

令和6年度に実地指導を実施した 医療機関のすべてが、虐待通報窓口ポスターの院内掲示、虐待対応マニュアルの整備済 17医療機関

【相談内容】

- ・相談内容の多くは、精神症状による妄想や医療スタッフの対応を被害的にとらえたものであり、当方より医療機関に確認した事実を伝えると概ね理解される。
→第三者である虐待通報窓口が介入することで事実の客観性が担保できている。
- ・相談対象となった医療スタッフの中には、過去の職員間トラブルや基本的な接遇に課題を抱えていた。
→各医療機関におけるスタッフの接遇やアンガーマネージメントなどの研修も重要。

③入院者訪問支援事業の創設

(令和5年4月1日施行)

- ・市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、その権利擁護を図るため、本人の希望を確認したうえで訪問支援員を派遣し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を行い、外部との面接交流の機会を確保する。

●事業の実施については、県と協議中